

取引条件書（手配旅行）（地域限定）
（旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面）
（旅行業法第 12 条の 5 による契約書面）

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。
一般社団法人すさみ町観光協会に旅行手配のお申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。

・本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。また、「標準旅行業約款（手配旅行契約の部）」に準じて作成しています

。

1. 手配旅行契約

①この旅行は、一般社団法人すさみ町観光協会（以下「当協会」という。）が手配する旅行であり、当協会に旅行の手配をお申込みになるお客様は当協会と手配旅行契約（以下、「旅行契約」という。）を締結することになります。

②旅行契約とは、当協会がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が宿泊機関の提供する宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように手配をすることを引き受ける契約をいいます。

③旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当協会旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当協会約款」という）によります。

④当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当協会の責務の履行は終了いたします。

⑤当協会は、当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という。）のカード会員であるお客様より、提携会社のカードより所定の伝票への署名なくして、旅行代金のお支払いを受けることを内容とする旅行契約（以下「通信契約」という。）を締結いたします。

・通信契約を締結する場合、「クレジットカード利用規約」への同意を条件とします。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

①旅行のお申込みは、当協会所定の申込書に所定事項を記入のうえ、旅行代金の 10% 相当額以上のお申込金を申し受けます。当協会業務の都合上、専用の画面に所定事項をご掲載いただく場合もあります。お申込金は、旅行代金の一部として残金のお支払い時に清算いたします。

②旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立します。

3. お申込み条件

①現在健康を損なっている方、心身に障害がある方、植物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方など特別な配慮を必要な方は、その旨をお申込み時にお申し出ください。旅行の安全かつ円滑な実施のため、同伴者の同行を条件にしたり、場合によってはお申込みをお断りさせていただく場合があります。

②15歳未満の方は保護所の同伴を条件とさせていただきます。

③お客様が、暴力団、暴力団員、動力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当協会の信用毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。

④その他当協会の業務上の都合によりお申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行業務取扱料金

当協会は旅行の手配にあたり、宿泊機関等に支払う料金その他の費用（以下「旅行費用」という。）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」という。）を申し受けます。

別表「旅行業務取扱料金表」参照ください。

5. 旅行代金

①旅行代金とは、当協会が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当協会所定の取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます）をいいます。

②旅行代金は請求書に記載して期日までにお支払いいただきます。

6. グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」という。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下のように取扱います。

①当協会は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」という。）が構成員の旅行契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

②当協会は、契約責任者が構成員に対し現に負い、また将来負うことが予想される責務又は義務については何らの責任を負うものではありません。

③契約責任者には、契約締結後当協会が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、14項②による第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。

④契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

⑤当協会は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

7. 旅個契約内容の変更

お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めた場合、当協会は可能な限りその求めに応じます。この場合、当協会は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ・変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約金
- ・当協会所定の変更手続料

8、お客様による契約の解除

①お客様による任意解除

お客様は以下の費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行の全部または一部を解除することができます。

- ・お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ・お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約金として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これかから支払う費用
- ・当協会所定の取消手数料

9、当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ・予め例示した申込条件の不適合が判明したとき
- ・お客様の病気、必要な介助者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認められるとき
- ・お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他の客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- ・最少催行人員に達しなかったとき
- ・旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れが極めて大きいとき

10、当協会の責任と損害賠償・免責事項

①当協会の責任と損害賠償

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算した3ヵ月以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対してご通知があった場合は15万円を限度（当協会に故意又は重大な過失がある場合）といして賠償します。

②免責事項

当協会は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- ・天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害
- ・食中毒
- ・お客様ご自身の故意または過失による損害
- ・その他の当協会または当協会の手配代行者の関与し得ない事由による損害

11、旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代など個人的料金、傷害・疾病に関する治療費、施設使用料、運輸機関が課す付加運賃料金などは含まれません。

1 2、特別補償規定の不適用

当旅行契約については、当旅行業約款別紙特別補償規定の適用はありません。

1 3、お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けます。

1 4、個人情報の取扱い

①当協会は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当協会にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受けできないことがあります。

取得した個人情報は旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応します。

②当協会は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のほか、お客様が申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で宿泊機関に対し、前号により取得した個人情報を、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当協会は、当協会商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

③当協会は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際は、速やかに対応するものとします。

1 5、その他

①金融機関が収受する振込手数料はお客様負担となりますのでご了承ください。

②この条件に定めない事項は標準旅行業約款（手配旅行の部）によります。

③旅行条件及び旅行代金の基準日については2020年6月4日となります。

④宿泊の取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

1 6、旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不十分な点があれば、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施 和歌山県知事登録 地域 - 3 2 2 号 一般社団法人すさみ町観光協会 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4581 番地の 14 総合旅行業務取扱管理者：家高 学
